

令和5年度版 障害者福祉のてびき



宮津市 なみちゃん

宮 津 市

目 次

1 手帳の申請について	1	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 (1) 3 精神障害者保健福祉手帳 (2)
2 手当について	3	①障害児福祉手当 ②特別児童扶養手当 ③特別障害者手当 (3) ④重度障害者給付金 ⑤在日外国人等重度障害者給付金 (4)
3 年金等について	5	1 受給要件 2 年金額等 障害基礎年金 (5) 障害厚生年金、障害手当金（一時金）、特別障害給付金 (6)
4 医療について	7	自立支援医療（①更生医療 ②育成医療 ③精神通院） (7) 自立支援医療（④自立支援医療特別対策事業） (8) 福祉医療（⑤重度心身障害児者医療費支給事業 ⑥重度心身障害老人健康管理費支給事業 ⑦障害者インフルエンザ予防接種補助事業 (9)
5 障害福祉サービスについて	10	①自立支援給付 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護 (10) 重度障害者等包括支援、同行援護 日中活動系サービス（生活介護、療養介護、短期入所） (11) 訓練系・就労系サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援） 居住系・施設系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助） (12) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） 相談支援（計画相談支援、障害児相談支援）、地域相談支援 障害福祉サービス事業所等一覧 (13) ②地域生活支援事業（相談支援事業、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 (15) 身体障害児・者日常生活用具給付 社会参加促進事業、地域活動支援事業、日中一時支援事業 移動支援事業、在宅重度障害者訪問入浴サービス事業 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業） (16)

6 生活について	17	①身体障害児者補装具給付事業、②難聴児補聴器購入費等補助事業 (17) ③日常生活用具給付事業、④NHK放送受信料の減免 (18) ⑤郵便等による不在者投票制度、⑥生活訓練 (19)
7 交通について	20	身体障害者自動車改造費補助金交付事業、身体障害者運転免許取得教習費補助金交付事業 障害者サービス事業所等通所交通費補助金支給事業 (20) 福祉タクシー利用助成事業、じん臓機能障害者通院交通費助成事業、有料道路通行料金割引 (21) 京都丹後鉄道の旅客運賃割引、JRの旅客運賃割引(23)、民営路線バス運賃の割引 (24) タクシー運賃の割引、航空旅客運賃の割引、駐車禁止除外指定車標章の交付 (24) 京都おもいやり駐車場利用証制度 (25)
8 税の減免について	26	1 所得税・市民税の障害者控除（障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者控除） (26) 2 自動車等に関する税の減免 (27)
9 障害者虐待防止について	28	
10 成年後見支援について	29	成年後見支援センター設置
11 災害対策について	30	1 災害時たすけあいネットワーク、2 みやづ防災情報 電話・FAX・連絡サービス (30) 3 消防救急通報FAX、4 Net119 緊急通報システム (31)
12 その他	32	1 みやづ情報メール、2 宮津市高齢者等見守りネットワーク (32) 3 宮津市障害者相談員、4 ヘルプマーク (33)
個人番号等確認関係書類について	34	

1 手帳の申請について

1	身体障害者手帳	<p>【対象者】 上肢・下肢・体幹・目・耳・平衡・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫に障害のある方</p> <p>【程度】 1級～6級（障害種別によっては限られた等級となります。） ※級別のほか、公共交通機関利用の際の介護が必要かどうかの目安となる1種・2種の区別があります。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付申請書（障害福祉係にあります。） ・診断書（障害別に指定様式あり） ※診断書については、都道府県知事が指定した医師による診断が必要となりますので、指定医師については診断を受ける前におたずねください。 ・顔写真（たて4cm よこ3cm） ・個人番号等確認関係書類（詳しくはP33をご覧ください。） ・印鑑 <p>そのほか、障害の状態により有期認定になった方、障害程度に変化があり再交付を希望される方、障害箇所が増えた方も同様の手続きが必要となります。</p>
2	療育手帳	<p>【対象者】 知的障害のある方（18歳未満までに知的能力の障害があらわれていることが条件となります。）</p> <p>【程度】 A（重度）、B（中度、軽度）</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳交付申請書（障害福祉係にあります。） ・顔写真（たて4cm よこ3cm） ・生育歴等書類（別に指定様式あり）18歳以上の方のみ ・印鑑 <p>手続は福祉事務所を通じて、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は家庭支援総合センターにおいて、その障害程度の判定を受けます。</p> <p>認定は、再び障害程度について判定を行う「有期認定」（7歳未満は3年、13歳未満は4年、18歳未満は5年、18歳以上は10年後）とされる場合と「再判定不要」とに分けられます。</p>

3	精神障害者保健福祉手帳	<p>【対象者】 精神障害があり、長期にわたり日常生活または社会生活に制約があると認められた方</p> <p>【程度】 1級～3級</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書（障害福祉係にあります。） ・診断書（精神障害に係る初診日から6か月以上経過が必要） <p>※ただし精神障害を支給事由とする障害年金を受給されている場合、年金証書の写しあるいは年金振込通知書（はがき）・及び同意書でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔写真（たて4cm よこ3cm） ・個人番号等確認関係書類（詳しくはP33をご覧ください。） ・印鑑
---	-------------	--

※障害の追加や等級の変更、住所・氏名の変更、手帳を紛失・破損した場合も手続きが必要となります。

2 手当について

手当には、障害の程度や年齢、所得など、様々な支給要件が定められていますので、詳しくは障害福祉係までお問合せください。
 ※①②③の手当の申請には、個人番号等確認関係書類が必要です。（詳しくはP34をご覧ください。）

令和5年4月現在

	名称	対象	支給制限	給付額等	必要なもの
20歳未満の方	①障害児福祉手当	身体または精神（知的障害を含む）に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児	①施設入所者は除く。 ②障害を理由とする公的年金を受けている児童は除く。 ③所得制限あり。	月額 15,220円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書 障害者手帳 印鑑 預金通帳
	②特別児童扶養手当	重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育する方 ①1級障害 身体障害者手帳1～2級または療育手帳A程度 ②2級障害 身体障害者手帳3級および4級の一部または療育手帳Bの一部程度	①施設入所者は除く。 ②障害を理由とする公的年金を受けている児童は除く。 ③所得制限あり。	1級認定 月額 53,700円 2級認定 月額 35,760円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 世帯全員の住民票（本籍続柄記載） 戸籍全部事項証明 診断書 障害者手帳 印鑑 預金通帳
20歳以上の方	③特別障害者手当	身体または精神（知的障害を含む）の重度障害が2つ以上重複しており、日常生活において常時、特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者	①施設入所者は除く。 ②病院等3ヶ月継続の入院者は除く。 ③所得制限あり。	月額 27,980円	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書 障害者手帳 印鑑 預金通帳 年金額がわかるもの

	名称	対象	支給制限	給付額等	必要なもの
20歳以上の方	④ 重度障害者給付金	重度障害のある方で、公的年金や生活保護等を受給していない一定所得以下の方	公的年金、各種障害者手当、生活保護を受給している方は除く。	月額 14,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・公的年金等受給状況等申立書 ・印鑑 ・預金通帳
20歳以上の方	⑤ 在日外国人等重度障害者給付金	<p>昭和 57 年 1 月 1 日以前に 20 歳に到達していた外国人で、公的年金を受給できない方</p> <p>※京都府にも同様の制度があります。 京都府在日外国人等重度障害者特別給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 月額 20,000 円 ・対象者 宮津市と同じ。 ただし、所得制限あり。 	公的年金、各種障害者手当、生活保護を受給している方は除く。	月額 14,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・公的年金等受給状況等申立書 ・印鑑 ・預金通帳

※心身障害者扶養共済制度

心身障害児・者の保護者を加入者とし、一定の掛金を納めていただくことにより、加入者が死亡または重度障害になった場合、心身障害児・者に終身給付金を支給する制度です。

【掛 金】 2口まで加入可能。

【掛金の免除】 生活保護世帯、前年度市町村民税所得割非課税世帯等の加入者については、1口目の掛金が免除

【給付金】 1口月額 20,000 円（2口月額 40,000 円）

3 年金等について

国民年金や厚生年金等に加入している方が病気やけがにより障害者となり、日常生活に制限を受ける状態になった場合に申請し、該当すれば障害年金等が支給されます。

1 受給要件

次の①～③に該当する場合に支給されます。

①初診日においていずれかにあてはまる方

- ・国民年金・厚生年金保険の被保険者である方
- ・被保険者であった方で、日本に住んでいる60歳以上65歳未満の方
- ・20歳未満の方

②障害認定日の障害の程度が1級または2級（障害厚生年金は3級まで）の方

※障害認定日では障害等級に該当していなくても、その後65歳になるまでに該当すれば請求可能

※請求書は、65歳の誕生日の前々日までの間に提出する必要があります。

③初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間等を合わせて2/3以上あること。

2 年金額等

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
国民年金	1級 約99万円 2級 約79万円 ※生計を維持する18歳到達年度の末日までの間にある子または20歳未満で1級または2級の障害の状態にある子がいる場合、加算されます。 1子・2子各年額 228,700円 3子以降各年額 76,200円	くわしくは 日本年金機構 舞鶴年金事務所 (0773-78-1165) ④の問合せ 市役所 国保年金係 【本館1階】 (0772-45-1616) ①②③の問合せ	①20歳までの未加入の初診 ②国民年金第1号被保険者期間中の初診 ③喪失後60歳以上65歳未満の日本居住中の初診 ④その他（詳細）

種 類	内 容	問い合わせ先	備 考
厚生年金保険 (船員保険の職務外を除く)	障害厚生年金 1級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 2級 報酬比例の年金額+配偶者加給年金額+障害基礎年金額 3級 報酬比例の年金額 ※1級または2級の障害状態にある場合は、障害基礎年金が同時に支給されます。	日本年金機構 舞鶴年金事務所 (0773-78-1165)	被保険期間の月数が300月(25年)に満たない場合は、300月として報酬比例の年金額が計算されます。
	障害手当金 (一時金) 初診日から5年以内に治り、軽い障害が残ったときに支給されます。 報酬比例の年金額×2	日本年金機構 舞鶴年金事務所 (0773-78-1165)	
特別障害給付制度	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度(厚生年金保険、共済組合等)の加入者等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方に支給されます。ただし、65歳に達する前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。 ※請求書は、65歳の誕生日の前々日までの間に提出する必要があります。 (月額) 1級 53,650円(2級の1.25倍) 2級 42,920円	くわしくは 市役所 国保年金係 【本館1階】 (0772-45-1616) 日本年金機構 舞鶴年金事務所 (0773-78-1165)	

※舞鶴年金事務所での来訪相談は、事前に予約をお願いします。(お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意下さい。)

予約の申込み

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

舞鶴年金事務所 0773-78-1165

※身体障害者手帳の等級と障害年金の等級とは異なります。

- ・初診日・・・障害年金を請求しようとする傷病で初めて医師の診療を受けた日
- ・障害認定日・・・初診日から1年6か月を経過した日

4 医療について

身体・知的・精神に障害のある方を対象に、次のような医療費等の助成制度があります。

※①②③の申請には、個人番号等確認関係書類が必要です。（詳しくはP34をご覧ください。）

①②③④の申請で、非課税世帯の場合は、障害・遺族年金等の収入がわかるものが必要です。

	名 称	対 象	支給制限	給付額等	必要なもの
自立支援医療	①自立支援医療 (更生医療) ※18歳以上	身体の機能障害を除去または軽減し、日常生活や職業生活に適應するように改善する医療を指定医療機関で受けた場合に医療費の一部を助成します。 治療例 心臓ペースメーカー埋込術 人工股関節置換術 人工透析療法等	・身体障害者手帳を所持している方に限る。 ・所得制限あり	原則1割の自己負担が必要ですが、本人または家族の所得に応じて負担額が軽減されます。	・申請書 ・健康保険証（同じ保険の加入者全員分） ・障害者手帳 ・印鑑 ・意見書 ・特定疾病療養受領証（透析を受けている方）
	②自立支援医療 (育成医療) ※18歳未満	身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、手術等によりその障害の改善が見込まれる方に対し、医療費の一部を助成します。	・所得制限あり	原則1割の自己負担が必要ですが、本人または家族の所得に応じて負担額が軽減されます。	・申請書 ・健康保険証（同じ保険の加入者全員分） ・印鑑 ・意見書 ・世帯調書
	③自立支援医療 (精神通院)	通院により精神障害の医療を受けている一定の方について、医療費の一部を助成します。	・所得制限あり	原則1割の自己負担が必要ですが、本人または家族の所得に応じて負担額が軽減されます。	・申請書 ・診断書 ・健康保険証（同じ保険の加入者全員分） ・印鑑 ・同意書

名 称		対 象	支給制限	給付額等	必要書類
自立支援医療	④ 自立支援医療特別対策事業	呼吸器機能障害3級の手帳を持ち、在宅酸素療法を受けている方、またはぼうこう直腸機能障害3級の手帳を持ち、ストーマ感染防止等の治療を受けている方の医療費の一部を助成します。	・所得制限あり	原則1割の自己負担が必要ですが、本人または家族の所得に応じて負担額が軽減されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・診断書 ・健康保険証（同じ保険の加入者全員分） ・印鑑
福祉医療	⑤ 重度心身障害児者医療費支給事業	後期高齢医療制度の被保険者でない方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級または2級 ②IQ35以下と判定された方 ③身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複障害の方	・所得制限あり	医療費の自己負担分全額を市が負担します。（入院時の部屋代、食事代等は除きます。）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳または療育手帳
	⑥ 重度心身障害老人健康管理費支給事業	後期高齢者医療制度の対象者で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級または2級 ②IQ35以下と判定された方 ③身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複障害の方	・所得制限あり	医療費の自己負担分全額を市が負担します。（入院時の部屋代、食事代等は除きます。）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳または療育手帳



名 称	対 象	支給制限	給付額等	必要書類
⑦障害者インフルエンザ予防接種補助事業	<p>インフルエンザの発症や重症化の予防を目的に、障害のある方に対してインフルエンザ予防接種費用の補助を実施します。</p> <p>対象者 宮津市民で生後6か月から65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳AまたはB ③精神障害者保健福祉手帳1級～3級</p> <p>接種回数 13歳以上の方 1回 (13歳未満の方は2回まで可)</p> <p>期間 10月中旬～12月中旬(年度ごとに定めます)</p>	<p>定期のインフルエンザ予防接種 該当者(60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方)は除きます。</p>	<p>接種にかかる自己負担額 1回の接種につき 1,500円 (R5年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・障害者手帳

【問合せ先】 ①～④、⑦ 市役所 障害福祉係 (0772-45-1622)
⑤、⑥ 地域福祉係 (0772-45-1618)



5 障害福祉サービスについて

障害のある方への福祉サービスは、大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」から成り立っています。サービスの利用には申請が必要となり、支給決定後は事業者と契約をしてからサービスを利用することになります。

①自立支援給付

自立支援給付は、主に介護支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられます。

●訪問系サービス

サービス名	給付種類	内 容	対 象 者
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除や買い物等の家事援助等を行います。 ※介護保険制度でのサービスが優先されます。	障害支援区分1以上の方 (児童はこれに相当する状態)
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり、または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に自宅での介護および外出時の移動支援等を総合的に行います。 ※H30年度から医療機関に入院された場合にも重度訪問介護を利用できます。	障害支援区分4以上であり、次のいずれかに該当する方 ①二肢以上にまひ等があり、歩行・移乗・排尿・排便のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方。 ②知的または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする。 (児童はこれに相当する状態)
行動援護	介護給付	障害により自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動中の介護等を提供します。	障害支援区分3以上で行動上著しい困難を有する知的または精神障害のある方 (児童はこれに相当する状態)
重度障害者等包括支援	介護給付	介護の必要性がとても高い方にホームヘルプ等複数のサービスを包括的に提供します。	障害支援区分6に該当する方で、意思の疎通に著しい困難を有する方
同行援護	介護給付	視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある方

●日中活動系サービス

サービス名	給付種類	内 容	対 象 者
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3以上の方 (50歳以上は区分2以上の方)
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の世話等を行います。	病院への長期入院による医療的ケアと常時の介護が必要な障害者で次のいずれかに該当する方 ①人工呼吸器を使用している障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害支援区分5以上の方
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	介護者の病気や不在のときに、短期間施設で必要な支援を行います。※介護保険制度でのサービスが優先されます。	障害支援区分1以上の方

●訓練系・就労系サービス

サービス名	給付種類	内 容	対 象 者
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活、社会生活ができるように一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のための支援が必要な障害のある方等
就労移行支援	訓練等給付	一般企業等での就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する65歳未満の障害のある方
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障害のある方(A型は利用開始時に65歳未満の方)
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援事業等の利用後に一般就労された障害のある方の就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活上での相談、助言等必要な支援を行います。	就労移行支援事業等の利用後、一般就労され、就労を継続している期間が6月を経過した障害のある方

●居住系・施設系サービス

サービス名	給付種類	内 容	対 象 者
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障害のある方（身体障害のある方については65歳未満の方、または65歳に達する前日までに障害福祉サービスを利用したことがある方
施設入所支援	介護給付	施設に入所する方に夜間や休日において身体介護及び日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上の方 (50歳以上は区分3以上の方)
自立生活援助	訓練等給付	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある方を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の相談の対応等の支援を行います。	障害者支援施設若しくはグループホーム等を利用していた障害のある方で一人暮らしを希望する方等

●障害児通所支援

サービス名	内 容	対 象 者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。	集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等、必要な支援を行います。	学校に就学しており、授業の終了後等に支援が必要と認められた障害児
保育所等訪問支援	対象となる障害児が通う保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校等に通う障害児

●相談支援

サービス名	内 容	
計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用を申請される方の心身の状況、その環境、サービス利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。	
地域相談支援	地域移行支援	施設や病院等に長期入所等していた方が地域での在宅生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている方の緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

【申請に必要なもの】

- ①申請書 ②年金額がわかるもの ③個人番号等確認関係書類（詳しくはP34をご覧ください。）

●障害福祉サービス事業所等一覧

障害福祉サービス等の支給決定後は、サービスを利用する事業所とサービス利用に関する契約を結びます。

事業所により対象とする障害種別等が異なりますので、詳しくは各事業所にお問合せください。 ※市外局番 0772

サービス種別	事業所等名	所在地	電話番号	F A X 番号
居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション 結	宮津市字鶴賀 2062	22-3915	20-4008
	(福)宮津市社会福祉協議会	宮津市字鶴賀 2109-2	22-2090	25-2414
	天橋訪問介護事業所	宮津市字惣 420-1	22-0558	22-3232
	児童生活支援センターすてっぷ	与謝野町字石川 2216-4	42-2979	42-3227
	ヘルパーステーションぱらそる	宮津市字惣 397	20-1212	20-1177
行動援護	ヘルパーステーション 結	宮津市字鶴賀 2062	22-3915	20-4008
同行援護	(福)宮津市社会福祉協議会	宮津市字鶴賀 2109-2	22-2090	25-2414
	ヘルパーステーション結	宮津市字鶴賀 2062	22-3915	20-4008
生活介護	みやづ作業所	宮津市字宮村 1604	22-7254	22-7672
	be plus (ビー プラス)	宮津市字鶴賀 2062	22-1933	22-1934
	生活介護うえーぶ	宮津市字惣 397	20-1212	20-1177
	マ・ルート	宮津市字波路 716-3	20-1152	20-1154
	つむぎ	与謝野町字岩屋 600-6	43-0380	44-3020
	宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター	与謝野町字岩滝 2112-3	46-5390	46-5390
短期入所	短期入所いきいき	与謝野町字岩屋 600-6	43-0380	44-3020
	京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝野町字男山 481	46-2525	46-2525
	障害児(者)多機能型生活支援センターろむ	京丹後市大宮町奥大野 585	68-3377	64-5044
	あゆみが丘学園	京丹後市大宮町延利 200	68-0770	68-0772

サービス種別	事業所等名	所在地	電話番号	F A X 番号
重度障害者等包括支援	ヘルパーステーション結	宮津市字鶴賀 2062	22-3915	20-4008
自立訓練 (生活訓練)	障害児(者)多機能型生活支援センターろむ	京丹後市大宮町奥大野 585	68-3377	64-5044
共同生活援助	ホームぱれっと	宮津市字鶴賀 2062	22-3912	20-4008
	サンホーム	宮津市字惣 397	20-1212	20-1177
就労継続支援 A 型	就労継続支援 A 型施設スミレ	与謝野町字三河内 823	44-0202	44-0203
	みらい	京丹後市大宮町菅 267	42-8377	65-3504
	ナイン舞鶴	舞鶴市下福井 391-1	0773-78-1007	0773-78-1006
就労継続支援 B 型	みやづ作業所	宮津市字宮村 1604	22-7254	22-7672
	be plus (ビー プラス)	宮津市字鶴賀 2062	22-1933	22-1934
	工房シーガル	宮津市字惣 397	20-1212	20-1177
	マ・ルート	宮津市字波路 716-3	20-1152	20-1154
	伊根の里	伊根町字大原 145	32-1424	32-3242
	つむぎ	与謝野町字岩屋 600-6	43-0380	44-3020
	ワークセンター花音	与謝野町字加悦 802-7	44-0022	42-2022
施設入所支援・ 生活介護	いきいき	与謝野町字岩屋 600-6	43-0380	44-3020
	あゆみが丘学園	京丹後市大宮町延利 200	68-0770	68-0772
障害児通所支援	児童発達支援センターすずらん	宮津市字須津 950-120	46-0216	46-6470
	マ・ルート	宮津市字波路 716-3	20-1152	20-1154
	療育教室「わんぱくクラブ」	与謝野町字石川 5835	43-1126	43-1126

②地域生活支援事業

地域生活支援事業は、利用者の方々の状況に応じて市町村が実施する事業です。

宮津市では主に次の事業を行います。

事業名	内 容
相談支援事業	<p>障害のある方の福祉に関する様々な問題について、障害のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか権利擁護のために必要な支援も行います。</p> <p>障害者生活支援センター結 宮津市字浜町 3012</p> <p>※新たに障害福祉サービス等を利用する際には、別にサービス等利用計画書の作成が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者生活支援センター 結（再掲） 宮津市字浜町 3012 電話番号 0772-20-1222 FAX 0772-20-1555 ・ 障害者生活支援センターかもめ 宮津市字惣 397（サンホーム内） 電話番号 0772-20-2011 FAX 0772-20-2022 ・ 児童発達支援センターすずらん 宮津市字須津 950-120 電話番号 0772-46-0216 FAX 0772-46-6470
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	<p>聴覚障害のある方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 派遣にかかる負担費用はありません。 対象者：身体障害者手帳の交付を受けた聴覚言語障害者</p>
身体障害児・者日常生活用具給付事業	<p>P18 をご覧ください。</p>
社会参加促進事業	<p>在宅の障害のある方等の自立と社会参加を図るとともに、生きがいを高めることを目的として次の教室等を行います。 料理教室、手話教室、スポーツ教室、卓球バレー大会 身体障害者自動車改造費補助、身体障害者自動車運転免許取得教習費補助（P20 をご覧ください。）</p>

事業名	内 容
地域活動支援事業	<p>障害のある方に対して創作的活動の場を提供することにより、豊かで自立した生活を支援します。</p> <p>委託事業者 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 主に聴覚障害のある方が対象 社会福祉法人よさのうみ福祉会 障害のある方が余暇を楽しめるサロン「くるりやん」を開設</p> <p>負担について 1日300円（市町村民税非課税世帯は自己負担なし）と食材料等の実費が必要</p>
日中一時支援事業	<p>障害のある方の家族の就労や一時的な休息を目的として、障害のある方に対して日中活動の場を提供します。障害児の夏休み等の長期休業中も利用できます。</p> <p>委託事業者 社会福祉法人よさのうみ福祉会（みやづ作業所、つむぎ） 社会福祉法人みねやま福祉会（すずらん、マ・ルート、もみの木） ※もみの木は精神障害のある方のみ利用可能</p> <p>負担について 利用には1割の自己負担が必要です。 ※市町村民税非課税世帯は自己負担なし</p>
移動支援事業	<p>自立生活や社会参加を促すため、障害のため屋外での移動が困難な方に対し、ヘルパーを派遣して外出のための支援を行います。</p> <p>委託事業者 社会福祉法人よさのうみ福祉会 等</p> <p>負担について 利用には1割の自己負担が必要です。※市町村民税非課税世帯は自己負担なし ※移動にかかる交通機関等の料金は自己負担です。（ヘルパーの交通機関等利用分も自己負担します）</p>
在宅重度障害者訪問入浴サービス事業	<p>在宅の重度身体障害のある方に対して訪問入浴のサービスを行います。</p> <p>委託事業者 宮津市社会福祉協議会</p> <p>負担について 利用には1割の自己負担が必要です。 ※市町村民税非課税世帯は自己負担なし ※介護保険の介護及び予防給付の対象となる方は、介護保険サービスを優先して利用していただきます。</p>
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	<p>発語困難等により意思疎通を十分に図ることができない重度の障害のある方が入院される場合に、コミュニケーション支援事業者を派遣します。</p> <p>負担について 利用には1割の自己負担が必要です。 ※市町村民税非課税世帯は自己負担なし</p>

【申請に必要なもの】

- ① 申請書 ②年金額がわかるもの

6 生活について

①身体障害児者補装具給付事業

障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため補装具の交付及び修理に要した費用を支給します。
原則1割の自己負担が必要ですが、本人および世帯の課税状況により負担額が軽減されます。
また、身体障害児の補装具については、自己負担の半額を助成します。

障害名	品目	必要書類
視覚障害者（児）	盲人安全杖、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ	申請書 障害者手帳 印鑑 見積書 意見書（一部の品目で必要） 個人番号等確認関係書類 （P34 をご覧ください。）
聴覚障害者（児）	補聴器	
肢体不自由者（児）	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、 重度障害者用意思伝達装置	
肢体不自由児	座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具	
肢体不自由児または心臓・ 呼吸器機能障害者	電動車いす（歩行に著しい制限を受ける方）	

②難聴児補聴器購入費等補助事業

聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児の補聴器購入または修理費用の一部を助成します。

【対象者】両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童の保護者

【対象経費】補聴器の購入費用または修理費用

【補助内容】補聴器の購入費または修理費と厚生労働省が定める基準額を比較し、少ない方の9割を補助

【申請に必要な書類】申請書、医師作成の意見書、補聴器の見積書

※購入される前の申請が必要になりますので、購入前に障害福祉係までお問合せください。



③日常生活用具給付事業

重度障害児者又は難病患者の方が自力で日常生活を営めるように、用具の給付および住宅改修にかかる費用の一部を助成します。

原則1割の自己負担が必要ですが、市町村民税非課税世帯は自己負担はありません。ただし、給付された用具の修理は本人負担となります。

障害名	品目	必要書類
視覚障害者（児）	点字図書、拡大読書器、点字器等	申請書 障害者手帳 印鑑 見積書 意見書（一部の品目で必要）
聴覚障害者（児）	聴覚障害者用通信装置（ファックス）等	
肢体不自由者（児）	特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具等	
音声言語機能障害者（児）	人工喉頭、携帯用会話補助装置等	
知的障害者（児）	頭部保護帽等	
呼吸器機能障害者（児）	電気式たん吸引器等	
ぼうこうまたは直腸機能障害者	ストーマ用装具（消化器系、尿路系）等	

④NHK放送受信料の減免

NHK放送受信料の半額または全額が減免されます。

【半額免除基準】

世帯主が契約者であり、次に該当する方

- 視覚・聴覚障害者
- 身体障害者1，2級
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【全額免除基準】

障害のある方がいる世帯で、かつ市町村民税非課税世帯

【申請に必要な書類】免除申請書、印鑑



⑤郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害のある有権者で、投票所へ行くことが困難な方は「郵便投票証明書」の交付を受けておくと、自宅等現在おられる場所で投票することができます。

【対象者】

- 1 両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害で、身体障害者手帳1、2級の方
- 2 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害で、身体障害者手帳1～3級の方

【問い合わせ先】

宮津市選挙管理委員会 (0772-45-1602)

⑥生活訓練

視覚障害のある方を対象に、歩行訓練やパソコン講習会等を実施しています。くわしくは、障害福祉係にお問合せください。

【問い合わせ先】

市役所 障害福祉係 (0772-45-1622)

7 交通について

制度名	対 象	内 容	必要書類
身体障害者自動車改造費補助金交付事業	次のいずれかの障害に該当し、自ら自動車を所有し、運転する方で、都道府県公安委員会から自動車改造を条件として交付された運転免許証を所持されている方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上肢障害 1～3級 ・ 下肢障害 1～4級 ・ 体幹障害 1～3級 	身体障害のある方の社会参加の促進を図るため、自動車を身体障害者用に改造する場合、その費用の一部を助成します。(所得制限あり) 【対象経費】 自動車の操向装置および駆動装置の改造に要した経費 【補助限度額】 10万円	申請書 障害者手帳 印鑑 運転免許証 自動車検査証 見積書
身体障害者運転免許取得教習費補助金交付事業	次のいずれかの障害に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚機能障害 2～4級 ・ 音声・言語・そしゃく機能障害 3、4級 ・ 平衡機能障害 3、5級 ・ 上肢機能障害、下肢・移動機能障害 1～6級 ・ 体幹機能障害 1～3級、5級 ・ 心臓機能障害、じん臓機能障、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害 1～3級、4級 	身体障害のある方が自動車運転免許を取得した場合、教習費用の一部を助成します。(所得制限あり) 【対象経費】 第1種普通自動車運転免許取得に要した教習費 【補助限度額】 経費の2/3以内で10万円 ※免許証交付日から1か月以内に交付申請してください。	申請書 障害者手帳 印鑑
障害者サービス事業所等通所交通費補助金支給事業	障害者サービス事業所等(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業所(A型事業所を除く))に公共交通機関により通所した方	障害者サービス事業所等へ公共交通機関により通所した方に対し、交通費の一部を助成します。 【補助支給額】 通所にかかる交通費実費から1月につき3,000円を控除した額	申請書 印鑑 通所証明書

制度名	対 象	内 容	必要書類
福祉タクシー利用助成事業	次のいずれかの障害に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1～2級 ・下肢または移動機能障害 1～2級 ・体幹機能障害 1～2級 ・じん臓機能障害 1級 	重度の身体障害があり、外出困難な方にタクシー利用券を交付します。(所得制限あり) ただし、本人または家族所有の自動車等で税の減免を受けている場合や施設入所者は対象外となります。 【交付額】1月あたり500円(年間6,000円)	申請書 障害者手帳 印鑑
じん臓機能障害者通院交通費助成事業	じん臓機能障害の障害手帳を持ち、通院により慢性透析療法を受けている方 ※福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除く	慢性透析療法を受けているじん臓機能障害のある方の通院交通費の一部を助成します。 【補助内容】 最も経済的な通常の経路および方法により医療機関まで通院した場合の1か月の交通費の1/2を補助 ※1か月の交通費の限度額：1万円 (1万円を超える場合は京都府の助成制度があります。)	申請書 印鑑 病院発行の通院証明書等
有料道路通行料金割引	●本人運転 身体障害者手帳所持者自身が運転 ●介護者運転 第1種身体障害者手帳または第1種療育手帳の所持者が乗車し、その家族または介護者が運転	障害のある方の生活の利便を図るため、有料道路の利用料金を割り引く制度です。 事前に障害福祉係で証明手続きが必要です。 【割引率】50%以内 【対象となる車】 本人、家族または介護者の所有する自動車(営業用車両、トラック、会社所有の自動車は除く) ※期限が切れる2か月前から更新手続きができます。 ※割引きの期間は、手帳に再認定日の記載がある場合は、再認定期間までとなります。	申請書 障害者手帳 運転免許証 車検証 ※電子車検証の場合は、ICタグ内の情報を申請者(代理人)の方のスマートフォン等の電子機器で読み取って窓口で提示か、電子車検証と同時に交付される「自動

制度名	対 象	内 容	必要書類
有料道路通行料金割引		<p>※R5,3.27 より対象自動車の要件が変更 新たに対象となる自動車：親族や知人等の 所有する自動車・レンタカー・車検時の代車等 事前に割引申請をした上で、ETC の登録の有 無に関わらず<u>一般レーンで係員に手帳を提示 して割引を受けて下さい。</u></p> <p>なお、以下の場合は、割引の対象外です。 ・車検証の所有者及び使用者の氏名等の欄に 法人名が記載されているもの ・営業や事業の手段として自動車を利用する 場合等 ・軽トラックや乗合タクシー等</p> <p>※ETC 利用登録は、下記の URL よりマイナ ンバーカードを利用したオンライン申請も 可能となりました。 https://www.expressway-discount.jp 詳しくは、NEXCO西日本お客さまセン ター（TEL 0120-924-863）まで お問い合わせください。</p>	<p>「車検証記録事項」 をお持ち下さい。な お、読み取りには、 「車検証閲覧アプ リ」のインストール が必要です。</p> <p>※ E T C 利用の方は 上記以外に ・本人名義の E T C カード（未成年の場 合は保護者名義） ・ E T C セットアッ プ証明書が必要です</p>

制度名	対 象	内 容	必要書類
京都丹後鉄道の旅客運賃割引	第1種身体障害者手帳もしくは第1種療育手帳所持者に介護者が同行する場合	距離制限なく、本人と介護者1名ともに5割引となります。 ※定期乗車券・回数乗車券も対象となります。	障害者手帳をお持ちの上、京都丹後鉄道の有人駅の窓口でお申込ください。
	●第1種身体障害者もしくは第1種知的障害者が単独で乗車する場合 ●第2種身体障害者もしくは第2種知的障害者が単独または介護者が同行する場合	JR西日本と京都丹後鉄道線区間を通じて片道100kmを超える場合は本人のみ5割引となります。 ※定期乗車券については、第2種の方で12歳未満児童の介護者のみ5割引となります。	
	あんしん通院ペア乗車券 通院されるご本人とその付添いの方が同一行程で京都丹後鉄道を利用する場合	病院に通院される方とその付添いの方2名の運賃が5割引となります。 ※普通列車及び快速列車が対象。特急列車を利用する場合は別途特急料金が必要。	
JRの旅客運賃割引	第1種身体障害者手帳もしくは第1種療育手帳所持者に介護者が同行する場合	距離制限なく、本人と介護者1名ともに5割引となります。 ※定期乗車券・回数乗車券も対象となります	障害者手帳をお持ちの上、JRの駅の窓口でお申込ください。
	●第1種身体障害者もしくは第1種知的障害者が単独で乗車する場合 ●第2種身体障害者もしくは第2種知的障害者が単独または介護者が同行する場合	片道100kmを超える場合は本人のみ5割引となります。 ※定期乗車券については、第2種の方で12歳未満児童の介護者のみ5割引となります。	

制度名	対 象	内 容	必要書類
民営路線バス運賃の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の所持者 ※手帳に「バス介護付」のスタンプ表示がある場合は、介護者も割引の対象となります。	京都府バス協会加盟各社の路線バスに乗車するとき、手帳を提示すると半額の割引が受けられます。 ※精神障害者保健福祉手帳の場合は、対象外になる場合がありますので、事前にバス会社にお問合せください。	障害者手帳を必ず提示してください。
タクシー運賃の割引	身体障害者手帳・療育手帳の所持者 ※精神障害者保健福祉手帳も一部対象になる場合があります。	京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、手帳を提示すると1割引になります。	障害者手帳を必ず提示してください。
航空旅客運賃の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	航空券販売窓口到手帳を提示すると、割引航空券を購入できます。(介護者1名も割引になる場合あり(割引率は各航空運送業者が設定))	障害者手帳を必ず提示してください。
駐車禁止除外指定車標章の交付	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 視覚1～3級、4級の1 聴覚2～3級 平衡機能障害3級 上肢1級、2級の1及び2級の2 下肢1～4級 体幹機能障害1～3級 内部1～3級、免疫 1～3級 ●療育手帳 A ●精神障害者保健福祉手帳 1級 ●色素性乾皮症 (小児慢性特定疾患児手帳を所持) 	<p>障害の状況により、やむを得ず駐車禁止区域内において乗下車する場合に、駐車許可証を受けることができます。</p> <p>※詳細については警察署へお問合せください。宮津警察署(0772-25-0110)</p>	<p>障害者手帳 印鑑</p> <p>※代理申請の場合 委任状 本人の住民票</p>

制度名	対 象	内 容	
<p>京都おもいやり駐車場 利用証制度</p>	<p>●身体障害者手帳 視覚1～4級、聴覚2～3級 平衡機能障害3、5級 上肢1～2級、下肢1～6級 体幹機能障害1～3級、5級 内部1～4級、免疫 1～4級</p> <p>●療育手帳 A</p> <p>●精神障害者保健福祉手帳 1級</p> <p>●難病患者 特定疾病医療受給者証または 小児慢性特定疾病医療受診券 をお持ちの方</p> <p>※ほかに、高齢者や妊産婦等も対象 となっています。</p>	<p>障害や高齢・難病により歩行が困難な方等に車いすマークの駐車場を使用いただくために利用証を交付する制度です。 ※利用できる駐車場には、「京都おもいやり駐車場」の表示があります。</p> <p>【申請方法】 京都府各保健所等の窓口にある申請書又は京都府ホームページからダウンロードした申請書と手帳等の証明書を添えて窓口での申請か郵送で申請してください。</p> <p>●京都府丹後保健所 TEL 0772-62-4302</p> <p>●ホームページ https://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/</p> <p>【問合せ先】京都府健康福祉部福祉・援護課 TEL 075-414-4551 FAX 075-414-4615</p>	<p>申請書 障害者手帳 本人確認書類</p>

8 税の減免について

1 所得税・市民税の障害者控除

種類	対象者	所得税	市民税
障害者控除	次のいずれかの障害に該当する方 ●身体障害者手帳 3～6級 ●療育手帳 B ●精神障害者保健福祉手帳 2～3級	27万円	26万円
特別障害者控除	次のいずれかの障害に該当する方 ●身体障害者手帳 1～2級 ●療育手帳 A ●精神障害者保健福祉手帳 1級	40万円	30万円
同居特別障害者控除	同居している特別障害者	75万円	53万円
問 合 せ 先		宮津税務署 (0772-22-3271)	市役所 税務係 (0772-45-1612)

2 自動車等に関する税の減免

障害のある方のために使用される自家用自動車で一定の要件に該当するものについては、納税義務者の申請により1台に限り軽自動車税（種別割・環境性能割）または自動車税（種別割・環境性能割）を減免しています。なお、軽自動車税（種別割）については、下表にあてはまらない場合でも減免に該当する場合がありますので、詳しくは税務係までご連絡ください。

①減免を受けることができる身体障害者手帳をお持ちの方

障害の区分	障害の級別	障害の区分	障害の級別
視覚障害	1～4級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1～3級
聴覚障害	2～4級		移動機能 1～6級
平衡機能障害	3、5級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸および小腸の各機能障害	1、3、4級
音声機能障害(喉頭摘出によるものに限る)	3級		
上肢不自由	1～3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
下肢不自由	1～6級	肝臓機能障害	1～4級
体幹不自由	1～3級、5級	知的障害	療育手帳 A
		精神障害	1級又は1級と同程度

②自動車の所有（取得）者と運転者との関係

障害者の状況・障害の程度等		自動車の所有（取得）者	自動車の運転者
障害者の方が18歳以上の場合	①障害者の方が生徒又は学生（専門学校等は除く）	障害者本人又は生計同一者	障害者本人又は生計同一者
	②重度の障害者の方 〔身体障害者手帳1級又は2級 戦傷病者手帳の特別項症～第3項症 療育手帳A〕		
	③精神障害の程度が1級又は1級と同程度の方		
	④上記①～③以外の場合		
障害者の方が18歳未満の場合		障害者と生計を一にする方	障害者と生計を一にする方
音声機能障害の方の場合		障害者本人	障害者本人
障害者のみで構成される世帯の障害者の方の場合		障害者本人	常時介護する方

- ③問合せ先 ●自動車税・・・・・・・・・・丹後広域振興局税務課（峰山総合庁舎） TEL 0772-62-4303
 ●軽自動車税（種別割）・・・・・・・・市役所 税務係（本館1階） TEL 0772-45-1612
 ●自動車(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性能割) 自動車税管理事務所 TEL 075-672-6155

9 障害者虐待防止について

障害者虐待防止センターを障害福祉係内に設置し、障害者虐待に関する通報や相談等の対応を行っています。

【虐待の分類】

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者（障害者を雇用する事業主等）による障害者虐待

【虐待の種類】

- ①身体的虐待 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待 障害者にわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待 障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放任 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①～③までに掲げる行為と同様の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待 財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

※「虐待かもしれない」と思われたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

【問合せ先】 市役所 障害福祉係 TEL 0772-45-1622

10 成年後見支援について

宮津市では、成年後見支援センターを設置しています。

- 成年後見支援センターとは
成年後見制度を必要とする方が、その人らしい生活が続けることが出来るよう、ご本人やご家族、支援関係者等をサポートし、全体のコーディネートを行う機関です。

- 成年後見制度とは
認知症や障害などにより自分で十分な判断を行うことが難しい人のために、権利や財産を守る制度です。

- こんなことでお困りではありませんか？
 - ・ 成年後見制度について詳しく知りたい
 - ・ 認知症や障害などのため、お金の管理がうまくできない
 - ・ よくわからないまま、高額な契約を結びそうになった
 - ・ 障害のある子がいるが、自分がいなくなった後のことが心配

【相談・お問い合わせは】

市役所

高齢者：健康・介護課

障害者：社会福祉課

介護予防係

障害福祉係

TEL 0772-45-1620

TEL 0772-45-1622

11 災害対策について

1 災害時たすけあいネットワーク

要援護者対象者	対 象 者	内 容
高齢者（65歳以上）	次のいずれかに該当する方 ●ひとり暮らし高齢者 ●寝たきり高齢者 ●認知症高齢者 ●介護保険の要介護3以上で居宅介護の方	<p>災害時において、高齢や障害のために自力で避難することが困難な方や避難情報を確認しづらい方などの避難支援として、自治会や隣組など身近な人の協力や行政、関係機関、団体等が連携して、災害時における情報伝達、避難誘導、安否確認等の実践活動を行うものです。</p> <p>●実施主体 宮津市（健康福祉部社会福祉課 総務部消防防災課） 自治会（自衛消防組織）、消防団、民生委員、社会福祉協議会</p> <p>問合せ先 市役所 地域福祉係 TEL 0772-45-1618</p>
障害者	次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳 ①体幹・上下肢 1～3級 ②視覚・聴覚 1～2級 ●療育手帳 A ●精神障害者保健福祉手帳 1～2級	
その他	単独で避難行動ができない方	

2 みやづ防災情報 電話・FAX・連絡サービス

宮津市では、防災行政無線で放送する避難情報や特別警報などの緊急情報を個人宅や事業所などの電話やFAXに連絡するサービスを行っています。市役所か各地区連絡所へお申込ください。

なお、防災ダイヤル（050-5533-8177）でも防災行政無線の放送内容が確認していただけます。（電話代は個人負担となります。）

【問合せ・申込先】

市役所 消防防災係 TEL 0772-45-1605 FAX 0772-25-2119

3 消防緊急通報FAX119

聴覚障害や音声言語障害があり、消防車や救急車の通報が困難な方について、FAXにより緊急通報を受け付けています。ご利用いただくためには、事前登録が必要です。

【FAX 番号】 (局番なし) 119

【問合せ・申込先】

宮津与謝消防組合消防本部 警防課 TEL 0772-46-6126

市役所 障害福祉係 TEL 0772-45-1622

4 Net119緊急通報システム

聴覚や言語機能の障害等により、音声での会話に不安がある方がスマートフォン等を使い、音声のよらず全国どこからでも119番通報ができるシステムです。ご利用いただくためには、事前登録が必要です。

【問合せ・申込先】

宮津与謝消防組合消防本部 警防課 指令係 TEL 0772-46-6119

FAX 0772-46-6112



12 その他

1 みやづ情報メール

防災情報や市政の様々な情報をメールで配信しています。

【内容】

緊急避難等情報（必須）

※次の情報から選択していただきます。

健康づくり情報、生活情報、教育・福祉・環境等行事情報、防災防犯情報、高齢者支援情報、子育て支援情報、スポーツ行事情報、高齢者等SOS（徘徊）ネットワーク情報、観光情報、議会情報

【登録方法】

miya.mail@bousai.city.miyazu.kyoto.jp を直接宛先に入力し、空メール（件名・本文不要）を送信してください。自動返信されるメールを開きメール下部にあるURL にアクセスし必要な登録をしてください。

携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録前に「miya.mail@bousai.city.miyazu.kyoto.jp」からのメール受信が可能となるように設定変更が必要です。設定方法がわからない方は、お近くの携帯電話販売店へお問合せいただくか、携帯電話各社の設定方法サイトをご覧ください。

※宮津市のホームページでも宮津市役所からのお知らせが確認できます。 <http://miyazu-city.site.ktaiwork.jp/>

【問合せ先】

市役所 消防防災係 TEL 0772-45-1605 FAX 0772-25-2119

2 宮津市高齢者等見守りネットワーク

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域住民、福祉関係機関、協力事業者などが日常生活・業務などにおいて異変に気付いたときに、市役所へ連絡いただき、市役所で状況確認を行うことにより、地域の高齢者・障害者等を見守ります。

また、高齢者等SOSネットワークを設置し、警察から行方不明情報の提供があったときに本人の親族同意のもと、参加事業者へ情報提供を行います。

【連絡先】市役所 地域福祉係 TEL 0772-45-1618

3 宮津市身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員

地域における様々な問題について、相談、助言および福祉事務所との連絡などを行っています。お気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員】

氏名	住所	電話番号	障害種別
上中 哲也	滝馬	090-3820-3164	肢体
彦坂 義孝	惣	22-4829 (TEL・FAX)	聴覚
千原 重己	新宮	25-0936	視覚

【知的障害者相談員】

氏名	住所	電話番号
小倉 眞由美	小田宿野	25-0534
福西 恵子	滝馬	22-8558

【精神障害者相談員】

氏名	住所	電話番号
長澤 孝信	文珠（松のみどり会事務局）	080-1429-0996

4 ヘルプマーク

義足や内部障害、知的・精神障害等外見からは障害がわかりにくい方が援助や配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」を希望者に配布しています。

【配置先】

市役所 障害福祉係（ミップル4階）

京都府丹後保健所福祉課（京丹後市峰山町丹波 855）

【問合せ先】

京都府丹後保健所福祉課 TEL 0772-62-4302



個人番号等確認関係書類について

平成 28 年 1 月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、障害者手帳や自立支援医療等の手続きにおいて、個人番号（マイナンバー）の確認が必要になります。

確認が必要な手続きについては、次の書類を必ずお持ちください。（郵送で申請される場合は、次の書類の写しを同封してください。）

なお、手続きの際には、手続きの対象となる方の個人番号を確認できるもののほか、窓口にお越しいただく方の本人確認ができるものをお持ちいただくことになります。

1 確認が必要な手続き

必要な手続き		本人分	世帯分	掲載ページ
障害者手帳	身体障害者手帳	●		P1
	精神障害者保健福祉手帳	●		P2
手当	障害児福祉手当	●	●	P3
	特別児童扶養手当	●	●	
	特別障害者手当	●	●	
医療	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）	●	●	P7
障害福祉サービス	自立支援給付	●	●	P10-11
	障害児通所支援	●	●	P12
	相談支援	●	●	
補装具給付事業		●	●	P17

2 持ってきていただくもの（手続きの対象となる方のもの）

●個人番号カードを持っている場合

個人番号カード（申請に基づき平成28年1月以降に交付される顔写真入りのカード）

●個人番号カードを持っていない場合（①と②の両方が必要です。）

①番号確認書類（アまたはイまたはウのいずれか）

ア) 通知カード（平成27年11月下旬頃から各世帯（個人）にお届けしている個人番号が記載されたカード）

イ) 個人番号が記載された住民票写し

ウ) 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

②本人確認書類（アまたはイのいずれか）

ア) 顔写真がついている書類・・・1種類

運転免許証、パスポート、障害者手帳など

イ) 顔写真がついていない書類・・・2種類必要

健康保険証、介護保険証、福祉医療受給者証、年金手帳、国民年金等の証書など

※代理人（手続きの対象でない方）が来られる場合

上記の書類等に加えて、代理人の本人確認書類も必要になります。

障害者福祉のてびき 令和5年度版

令和5年9月発行

発行・編集 宮津市健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係

〒626-8501 宮津市字浜町 3012 番地

宮津阪急ビル（宮津シーサイドマートミップル）4階

TEL 0772-45-1622 FAX 0772-22-8438